

同時発表：経済産業省

令和4年12月28日
港湾局海洋・環境課

再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募の開始について

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として令和3年9月13日に指定した「秋田県八峰町及び能代市沖」、令和4年9月30日に指定した「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「長崎県西海市江島沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、洋上風力発電事業者の公募を開始します。

1. 経緯

今般、再エネ海域利用法に基づき、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「長崎県西海市江島沖」における公募占用指針を定めましたので、これを公示し、当該区域において洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始します。

2. 概要

＜公募占用指針の掲載箇所＞

・ 国土交通省 HP

秋田県八峰町及び能代市沖：

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖：

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000093.html

新潟県村上市及び胎内市沖：

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000094.html

長崎県西海市江島沖：

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000095.html

・ 資源エネルギー庁 HP

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html

※なお、希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を令和5年1月13日に行います。こちらの詳細については、本公募占用指針第4章(2)「説明会の開催」をご覧ください。

＜公募占用計画の受付期限＞

受付の開始：令和4年12月28日(水)

受付締め切り：令和5年6月30日(金) 17時00分

3. その他

パブリックコメントにて頂いたご意見に対する回答については、上記 HP および e-Gov にて公表しております。

(本発表資料のお問合せ先)

国土交通省 港湾局 海洋・環境課

担当者：伊庭、林

電話：03-5253-8111(内線 46668、46657)

03-5253-8674(直通)

03-5253-1653(FAX)